

鹿島市の水道料金改定(案) について (水道課からのお知らせ)

水道事業審議会の答申やパブリックコメントの結果を受けて、水道料金改定(案)を3月議会へ上程する予定です。お問い合わせのあった主な質問についてご説明いたします。

料金改定(案)：水道料金を令和6年7月検針分から、改定率は15%で計画しております。

1. なぜ『いま』料金改定が必要なのですか。

本市では、昭和63年より拡張整備した水道施設の老朽化が進行し、古くなった施設の更新や耐震化を行うために今後多額の工事費用が必要となります。

前回(平成12年)の料金改定から経営の健全化に努め約20年間料金を維持してきましたが、人口減少などにより料金収入は減少し、必要となる更新工事を行うには、現行料金では財源が大幅に不足することになるため、この度、やむを得ず料金を改定することとなりました。

2. 鹿島市の水道施設の老朽化の状況はどのくらいですか。

水道管路の耐用年数は40年とされており、昭和63年より拡張整備や更新を行った結果、令和4年度末の老朽管路は約17kmで全管路の約8%(全体で約220km)です。しかし、令和10年度から急増し令和17年度には約50%(109km)を超え、更新費用は約80億円以上と多額の工事費用が必要となります。

3. なぜ早くから取り組まなかったのですか。老朽管の更新は適切に行ってほしい。

鹿島市のほとんどの水道管が40年未満であったため、更新の目標を1kmとしてきました。

今後の急増する老朽管の更新計画として、避難所や病院など重要な施設への供給や、断水時の影響が大きい重要管路を前倒しで優先整備するとともに、管路の材質や漏水等の頻度などで更新年数を見直し、更新時期を先送りするなど費用の抑制や平準化を行い、適切な更新や耐震化を行っていくこととしています。

しかし、それでも必要となる更新費用は年間3.4億円以上となり、現在の更新費用(約1億円)より大幅に増加することとなります。

4. 市の事業なので、値上げでなく税金で負担すべきではないのですか。

水道事業は、独立した公営企業として運営されており、原則として料金収入のみで経営を行う独立採算制となっており、特例事項(消火栓設置など)を除き基本的にできないこととなっています。

また、水道事業への繰り入れを増やすことは、市の限られた予算を削ることになり、本来必要とされる公共事業の整備や福祉事業などに影響を与えることとなります。

5. なぜ改定率15%になったのですか。

収支の財政シミュレーションを行った結果、令和9年度に赤字となり30%の改定が必要との試算結果となりました。赤字になる前の令和6年度に料金改定を実施することで、更新費用の確保と段階的な引上げによる負担の軽減を図ることとし、水道事業審議会にて令和6年度から5年間程度の収支の黒字を維持できる料金の改定について審議をいただいた結果、15%改定の答申を受け、改定案といたしました。

審議会の中で、「今後の人口減少を踏まえると、将来世代は今よりさらに高い改定率になる」「今回15%引き上げることにより、利益を積み立てて資金に余裕を持たせておくことで次回の改定率を低く抑えることにつながる」という意見を参考としております。

なお、今後は収支の状況を見ながら、4~5年程度で見直しを行うこととしております。

6. 経費削減などの経営努力はしているのですか。

前回料金改定の平成12年度以降、職員数の削減や検針・徴収業務を外部委託するなど人件費の抑制に取り組み、そのほか**更新工事費**を抑制するなどの経営努力により、**20年以上**現行の料金を維持してきたところ です。

今後は、増加する更新費用に対し、古くなった水道施設の統廃合や、材質やサイズ・更新年数などを更に見直しを行うことで更なるコスト削減に努めます。

7. 料金改定の理解を得るための広報や取組はしてきたのですか。

現行の水道料金体系を維持した場合の今後の財政状況や料金体系のあり方などについて、令和3年2月に「**鹿島市水道事業中長期財政計画**」を作成し、ホームページに掲載しております。

また、水道料金改定については、**水道事業審議会**で検討を重ね、審議会の内容はホームページに掲載してきたところ です。

審議会の答申を受け、料金改定(案)について11月に**パブリックコメント**を実施し皆様のご意見を募集したところ です。なお、提出いただいた市民の皆様ご意見はホームページに掲載しております。



「水道事業中長期財政計画」
「水道事業審議会」



「パブリックコメント」

8. 鹿島市の水道料金は、他の自治体（県内17団体）と比べて高いですか。

【例1】1ヶ月に5m³使用している場合

○現行の料金・・・17団体中**4番目**に安い ○15%改定した場合・・・**9番目**に安い

【例2】1ヶ月に20m³使用している場合

○現行の料金・・・17団体中**7番目**に安い ○15%改定した場合は・・・**12番目**に安い

9. 一般的にどのくらい値上がりするのですか。

【例1】1ヶ月に5m³使用している場合

○1ヶ月あたり**165円(税込)**増加、1年間で**1,980円(税込)**増加

【例2】1ヶ月に20m³使用している場合

○1ヶ月あたり**594円(税込)**増加、1年間で**7,128円(税込)**増加

「水道料金改定(案)説明会」の開催について

日 時：令和6年2月16日(金) 19時～20時

場 所：エイブル3階 研修室

申 込：資料の準備等のため、電話か説明会申込フォームより参加申し込みをお願いします。

水道課 ☎0954-62-3718



【説明会申込フォーム】